平成２６年（フ）第３５０号
埼玉県熊谷市拾六間597番地２　ファミーユ中村１―203
債務者　石川　　誠
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０号
埼玉県東松山市大字東平2254番地１　プリムローズＡ104号、旧住所埼玉県東松山市山崎町14番地１　サンレジデンス203号
債務者　武田　貢二
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６号
三重県志摩市阿児町国府981番地25　メゾン向祥Ｊ号、前住所京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地５―503
債務者　岩崎　僚子
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
　　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
大分市大字松岡5215番地の１　レオパレスフィオレンツァ104
債務者　長尾　悠香
１　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１号
釧路市弥生２丁目４番25号　杉崎マンションＢ
債務者　小野　友三
１　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月８日午前９時30分
　　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
釧路市文苑２丁目14番22号
債務者　山本　圭子
１　決定年月日時　平成27年２月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月８日午後３時30分
　　釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
愛知県蒲郡市金平町荒木30番地２　フローラルヒルズＥ―102
債務者　東迫　優佳
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時15分
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第７号
愛知県田原市豊島町榎沢43番地１
債務者　河辺菊枝こと　河邉　菊枝
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時15分
　　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６号
東京都武蔵野市境２丁目６番41―３―204号
債務者　佐藤　理子
１　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２号
東京都国分寺市新町２丁目16番地９ドムール国立101
債務者　山田祐美子（旧姓藤川）
１　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
東京都町田市南成瀬５丁目30番地７土屋荘101
債務者　新井　英子
１　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９号
横浜市神奈川区上反町２丁目24番地13
債務者　村松　久美
１　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月２日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月３日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
長崎県南島原市布津町丙2751番地
債務者　濱田　忠信
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年３月27日午前10時30分
　　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
大分県杵築市大字奈多3338番地
債務者　石田　寿世
１　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年４月14日午後２時
　　大分地方裁判所杵築支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３０９号
和歌山県海南市下津町上158番地８
破産者　武田美智子
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産法218条第１項の申立てを相当と認める。
　　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９２４号
札幌市中央区南３条西26丁目１番10―302号、開始決定時の住民票上の住所札幌市中央区南11条西20丁目３番29号　日宝ノール旭ヶ丘902号
破産者　小山内睦美（開始決定時の姓沼田）
１　決定年月日　平成27年２月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
　　札幌地方裁判所民事第４部